

令和7年3月11日

北九州市都市整備局

報道機関各位

市の対応方針を公表します 公共事業評価【小熊野川準用河川改修事業】

小熊野川準用河川改修事業について、「公共事業評価に関する検討会議（外部評価）」及び「市民意見提出手続」の結果を踏まえて、市の対応方針をまとめましたので公表します。

1 意見募集期間

令和7年1月15日（水）から令和7年2月13日（木）

2 意見提出者 1名

電子メール	郵送	FAX	持参
1名	0名	0名	0名

3 提出された意見 2件

内 訳	件 数
整備内容の説明資料について	1件
その他の対策について	1件
合 計	2件

4 対応方針の公表

【閲覧・配布】

- （1）都市整備局水環境課（市役所本庁舎11階）
- （2）総務市民局広聴課（市役所本庁舎1階）
- （3）各区役所総務企画課、出張所

期間：令和7年3月11日（火）～令和7年6月10日（火）

※9時～17時（土・日曜日、祝日を除く。）

【ホームページ】

期間：令和7年3月11日（火）～令和8年3月31日（火）

URL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/051_00009.html



問い合わせ先
都市整備局水環境課
渡辺（課長）、秋吉（係長）
電話 093-582-2491

北九州市公共事業評価に関する検討会議及び 市民意見を踏まえた市の対応方針

事業名	【再評価】 小熊野川準用河川改修事業
-----	-----------------------

北九州市
令和7年3月

公共事業評価に関する検討会議の評価結果
及び市民意見の聴取結果を踏まえた市の対応方針

(対象事業：小熊野川準用河川改修事業)

【対応方針】

継続

【対応方針決定の理由】

小熊野川準用河川改修事業は、本市でも甚大な浸水被害が発生した平成 30 年 7 月豪雨と同規模の降雨に耐えうる治水対策として、3号分水路整備、調節池整備及び河道拡幅・掘削を行うものであり、令和4年度に事業着手した。

事業着手後、詳細な調査・設計・警察協議等を行ったところ、

○3号分水路については、

- ・ 通行スペースの確保及び安全性の観点から仮設工を増工
- ・ 工事範囲は、硬質な岩盤層（ $600 < N$ 値）であることが判明したため、仮設工が高額化
- ・ 労務単価や資材価格の高騰

○河道拡幅・掘削については、

- ・ 家屋が隣接していることから仮設工を増工
- ・ 工事範囲は、近接する3号分水路整備区間の調査結果から、硬質な岩盤層（ $375 < N$ 値 ≤ 600 ）であることが想定されるため、仮設工が高額化
- ・ 労務単価や資材価格の高騰

などにより、全体事業費の約 12 億円増額、事業期間の大幅な延伸が必要となったことから、今回再評価を行ったものである。

近年の気候変動の影響により局地的な豪雨による浸水被害の発生リスクが増大する中、事業区域の浸水被害を解消し、将来にわたって水害から市民の生命と財産を守るためには、本事業の継続が必要不可欠である。

公共事業評価に関する検討会議（外部評価）では、全ての構成員から「異論はない」との意見をいただき「変更後の計画どおり事業を継続する」とされ、併せて事業実施にあたって留意すべき点を示された。

続いて、この検討会議の意見を踏まえた市の対応方針（案）について市民意見を募集したところ、「整備内容の説明資料」と「その他の対策」に関する意見をいただいた。なお、計画の修正を要する意見はなかった。

以上のことから、検討会議で示された留意点や市民意見を踏まえ、「変更後の計画どおり事業を継続する」こととする。

公共事業評価に関する検討会議での意見とその対応
(対象事業：小熊野川準用河川改修事業)

市の対応方針（案）
継続

	公共事業評価に関する 検討会議での意見	市の対応方針（案）
(1) 事業費や事業期間の増大について	<p>公共事業については、事業費や事業期間に大幅な変更が生じないことが期待される。</p> <p>事業費の増大や事業期間の延伸を抑制するために、事前の調査をしっかりと行うしくみ（工夫）を市全体として検討していただきたい。</p>	<p>関係部局で事例を共有し、市全体で事業費の増大等を抑制するしくみ（工夫）の検討を進めてまいりたい。</p>
(2) B/C（費用対便益）の確保について	<p>B/Cが1.0に近いことから、引き続き事業期間の短縮やコスト削減に努力していただきたい。</p>	<p>適正な事業の進捗管理や発生土の有効活用など、事業期間の短縮及びコストの削減に努めてまいりたい。</p>
(3) 住民等への十分な説明について	<p>事業実施により社会環境への影響を伴うことから、周辺住民やホタル愛護団体及び道路を広域利用される方に対して、説明・広報等をしっかりとっていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり市民の皆様に対しては、丁寧な説明・広報等に努めてまいりたい。</p>

提出された市民意見の概要及び北九州市の考え方 (対象事業：小熊野川準用河川改修事業)

令和7年1月15日から令和7年2月13日まで実施いたしました「小熊野川準用河川改修事業」に対する市民意見の募集におきましては、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。

お寄せいただいたご意見の概要及びこれに対する北九州市の考え方を次のとおり公表いたします。

令和7年3月11日 北九州市都市整備局水環境課

■ 意見募集結果

1 実施期間

令和7年1月15日（水）から令和7年2月13日（木）

2 意見提出状況

(1) 意見提出者：1名（電子メール 1名、郵送 0名、FAX 0名、持参 0名）

(2) 提出意見数：2件

■ 提出された意見の概要及び北九州市の考え方

整備内容の説明資料について

意見の概要	本市の考え方	方針・計画への反映
小熊野川をそのまま残して、道路の下に分水路を設けるといった内容（工事の目的やイメージ）が伝わりにくい。また、調節池と分水路を整備する案になった経緯がよく分からない。	調書に記載させていただいている代替案の可能性の検討のとおり、分水路と調節池の組み合わせによる整備が、環境面やコスト的にも最適であると判断している。 調書等の内容については、地元説明などを行う際、より詳しく丁寧に説明を行うことで、市民の皆様へ整備内容等をご理解いただけるよう努めてまいりたい。	なし

その他の対策について

意見の概要	本市の考え方	方針・計画への反映
道路を掘削した後の舗装復旧は吸水性の高い材料を使用したり、近隣の市の施設（山田緑地や市民センター等）に雨水タンクを設置したりすることで、洪水のピークを抑えることもできると考えられる。	頂いたご意見も参考にさせていただきながら、今後も更なる浸水対策の検討に努めてまいりたい。	なし

上記の内容は以下の方法で入手することができます。

■ 公表文書の入手方法

1 閲覧又は配布

期間：令和7年3月11日（火）から令和7年6月10日（火）

※土・日曜日、祝日を除く。時間は9時から17時まで。

場所：都市整備局水環境課（市役所本庁舎11階）、

総務市民局広聴課（市役所本庁舎1階）、

各区役所総務企画課、出張所

2 ホームページ

期間：令和7年3月11日（火）から令和8年3月31日（火）

URL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/051_00009.html



（問い合わせ先）

北九州市都市整備局水環境課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL 093-582-2491、FAX 093-561-5758

電子メール seibi-mizukankyous@city.kitakyushu.lg.jp